今後の社会保障改革の実施について

（平成 28 年 12 月 22 日
社会保障制度改革推進本部決定）

「医療保険制度改革骨子」（平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定。以下「改革骨子」という。）における制度改革の実施については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）等に基づき平成 31 年 10 月に消費税率が引き上げられることを踏まえ、以下の方針により、引き続き着実に進めていくこととする。

（１）国民健康保険への財政支援の拡充については、改革骨子の考え方に沿って国保改革を着実に実施していくため、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を含めた社会保障の充実財源の中で、下記のとおり対応する。

① 平成 30 年度以降、国保改革（都道府県単位化）と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約 1,700 億円を確保する。このため、平成 32 年度に消費税収（国分）が満年度化することも踏まえ、平成 30 年度及び平成 31 年度において、財政安定化基金の一部を活用する。

② 平成 29 年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として市町村に資金を交付するための約 300 億円及び上記①による活用も念頭に置いた約 500 億円を別途財政安定化基金の積立てに措置する。

③ 上記②による積立分を除く財政安定化基金については、平成 29 年度はこれまでの積立分と合わせて 1,700 億円規模を確保し、平成 32 年度末までに、新制度の運営状況を踏まえながら、速やかに必要な積増しを行い、2,000 億円規模を確保する。

（２）後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）に関し、（参考）＜医療制度改革＞の（３）のとおり、所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、平成 29 年度から段階的に本則に戻す。均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。

なお、今後とも、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していく。

（参考）平成 29 年度予算編成に当たっての財務大臣・厚生労働大臣合意の別紙（**添付略**）